

(燃料電池発電設備)

- 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第9条、第9条の2並びに第56条第1項第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第12条第1項（第7号を除く。）並びに第13条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。（ほ）（め）（を）
- 2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であつて出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇し、若しくは低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第12条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第13条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。（ほ）（め）
- 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第8号から第10号まで並びに第2項並びに第13条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。（ほ）
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇し、若しくは低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第12条第1項第8号及び第10号並びに第13条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。（ほ）
- 5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の規定を準用する。（ほ）

条則

(変電設備等の防火上支障のない措置)

第5条 条例第12条第1項第3号ただし書に掲げる防火上支障のない措置を講じた場合(条例第8条の3第1項、第13条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。(と)

(1) 変電設備、燃料電池発電設備、内燃機関を原動力とする発電設備又は蓄電池設備(以下この

項において「変電設備等」という。)のある室の床を不燃材料で造り、壁、柱及び天井の室内に面する部分を不燃材料で覆うとともに、窓及び出入口に防火戸を設け、かつ、変電設備等とこれらに面する部分との間に1メートル以上の距離があるとき。(と)

(2) 変電設備等のある室内に不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備が令第16条若しくは第17条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているとき。

2 条例第12条第1項第9号の定めによる点検、試験又は補修の結果の記録(条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第14条第2項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項並びに第17条第2項において準用する場合を含む。)は、記録表により行い2年間保存しなければならない。(あ)(え)(か)(け)(し)(せ)(と)(ぬ)

(標識等) (抜粋)

第16条 条例第12条第1項第5号(条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)、第18条第3号、第24条第2項及び第4項及び第5項ただし書及び第5号ただし書、第29条第6項並びに第51条第4号並びに第9条第5号に規定する標識及び表示板は、別表第4の各項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各項の右欄に定める大きさ及び色によるものとする。(つ)(と)(ぬ)

2 (略) (と)

3 (略) (あ)(え)(お)(か)(く)(け)(と)

別表第4 (抜粋) (あ)(え)(か)(く)(と)(ぬ)

標識及び表示板	大きさ及び色			
	大きさ		色	
	幅 センチメートル	長さ センチメートル	地	文字又は表示
変電設備、燃料電池発電設備、急速充電設備、内燃機関を原動力とする発電設備又は蓄電池設備である旨を表示した標識	15 以上	30 以上	白	黒

【解説】

本条は、燃料電池発電設備のうち、固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池及び固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものについて、位置、構造及び管理の基準を定めたものである。

火を使用するものとは、燃料電池発電設備の中で、発電に必要な水素を作る改質器部分にバーナーを有しているためである。

1 1項

燃料電池の内部において、発電に必要な水素を作る改質器部分にバーナー等の火を使用するものを燃料電池発電設備と位置付け、火を使用する設備として、条例第3条（炉）の他、第12条（変電設備）及び第13条（内燃機関を原動力とする発電設備）に係る規定のうち、燃料電池発電設備に必要な事項を準用することとしたものである。

具体的には、可燃物の落下、接触防止に関する事項（第3条第1項第2号）、燃料に必要な空気及び換気に関する事項（同項第5号）及び排気筒の構造に関する事項（第13条第1項第3号）等を準用している。

なお、本条の基準における準用する規定は、別表のとおりとなっている。

2 2項

一般家庭等に設置が見込まれる、出力10キロワット未満の固体高分子型燃料電池発電設備及び固体酸化物型燃料電池については、安全装置等のほか、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は換気装置が異常となった場合にも非常停止装置を作動させることにより火災発生の危険性が低くなり、また、小規模なものは内在する可燃物量が少なく火災が発生した場合の影響が小さいため、不燃区画された室内への設置等を要しないこととしたものである。

3 3項

屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造、及び管理の基準については、条例第3条（炉）の他、第12条（変電設備）及び第13条（内燃機関を原動力とする発電設備）に係る規定のうち、燃料電池発電設備に必要な事項を準用する。

4 4項

屋外に設ける燃料電池発電設備で出力10キロワット未満のものうち改質器の温度又は換気装置が異常となった場合にも非常停止装置を設けたものの位置、構造、及び管理の基準については、条例第3条（炉）の他、第12条（変電設備）及び第13条（内燃機関を原動力とする発電設備）に係る規定のうち、燃料電池発電設備に必要な事項を準用し、屋外において建築物から3メートル以上の距離を保有することを要しないこととした。

5 5項

燃料電池発電設備の特性上必要となる安全装置等については、「発電用火力設備に関する技術を定める省令」（平成9年3月27日通商産業省令第51号）第30条の燃料電池設備の材料、第34条の非常停止装置及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年3月27日通商産業省令第52号）第44条の発電設備等の損傷による供給支障の防止に係る規定の例によることとされている。

燃料電池発電設備（第8条の3）の基準〔準用規定〕一覧表

		第3条										第12条										第13条			第56条				
		第1項第2号	第1項第4号	第1項第5号	第1項第7号	第1項第9号	第1項第10号	第1項第11号(ウ・ス・セ除く)	第1項第12号	第1項第13号の3	第2項第1号	第2項第4号	第1項第1号	第1項第2号	第1項第3号	第1項第3号の2	第1項第3号の3	第1項第4号	第1項第5号	第1項第6号	第1項第8号	第1項第9号	第1項第10号	第2項	第1項第1号	第1項第3号	第1項第4号		
		可燃物品等からの告示1号による離隔距離	可燃物が落下、接触するおそれのない位置	避難の支障となる位置に設置しない	有効な換気ができる位置に設置	火災発生のおそれのある部分には不燃材料	表面温度が過度に上昇しない構造	口火・バーナーの火の立ち消え防止	液体燃料を使用する場合の附属設備構造	液体燃料・気体燃料を使用する場合の構造	気体燃料を使用する場合の配管・計器等の基準	設備周囲の不要物品の整理等	本来の使用燃料の使用	浸水のおそれのない位置への設置	可燃性ガス等の滞留しない設置位置	専用不燃区画室に設置	キュービクル式の設備の建築物等との距離	区画室を貫通するケーブル等の防火処理	有効な換気装置の設置	設備を表示する標識の設置	室内への係員以外の立入禁止措置	定格電流の範囲内での使用の基準	資格者による点検義務づけ	変圧器・配線の固定	建築物から三メートルの離隔距離の保持	容易に点検できる位置への設置	排気筒は防火上有効な構造とすること	機器本体・附属設備は床等に堅固に固定	火を使用する設備の設置の届出
第1項	屋内設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2項	屋内設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●			●					●	●		
第3項	屋外設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第4項	屋外設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								●		●			●	●		